

ハイライト:

- ・消費税法が一部改正になります!
- ・育児・介護休業法が変わります!

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

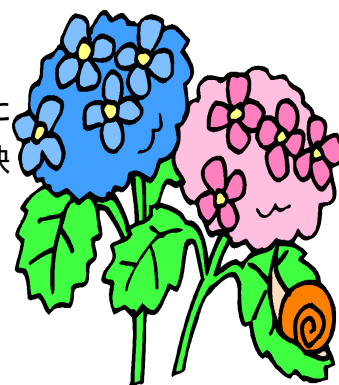
### ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
消費税法の一部改正 に関して	1 2
育児・介護休業法の 改正に関して	2

夏と思わせるような日差しが強い日もありましたが、まもなく梅雨に入り紫陽花の彩りが雨に美しく映える季節となるでしょう。

第42号では、前号に引き続き平成22年度税制改正と育児・介護休業法に関して取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

### 消費税法の一部改正に関して

従来、消費税の免税業者が居住用アパート等を建築する場合、一定のスキームを組んで消費税の還付を受ける事例が多発していました。この節税方法に歯止めをかけるため、今回の改正が導入されたともいえます。

具体的な改正の内容は次のページの通りです。

なお、従来から消費税課税事業者となっている場合には直接的な影響はありません。

#### 「スキーム図」

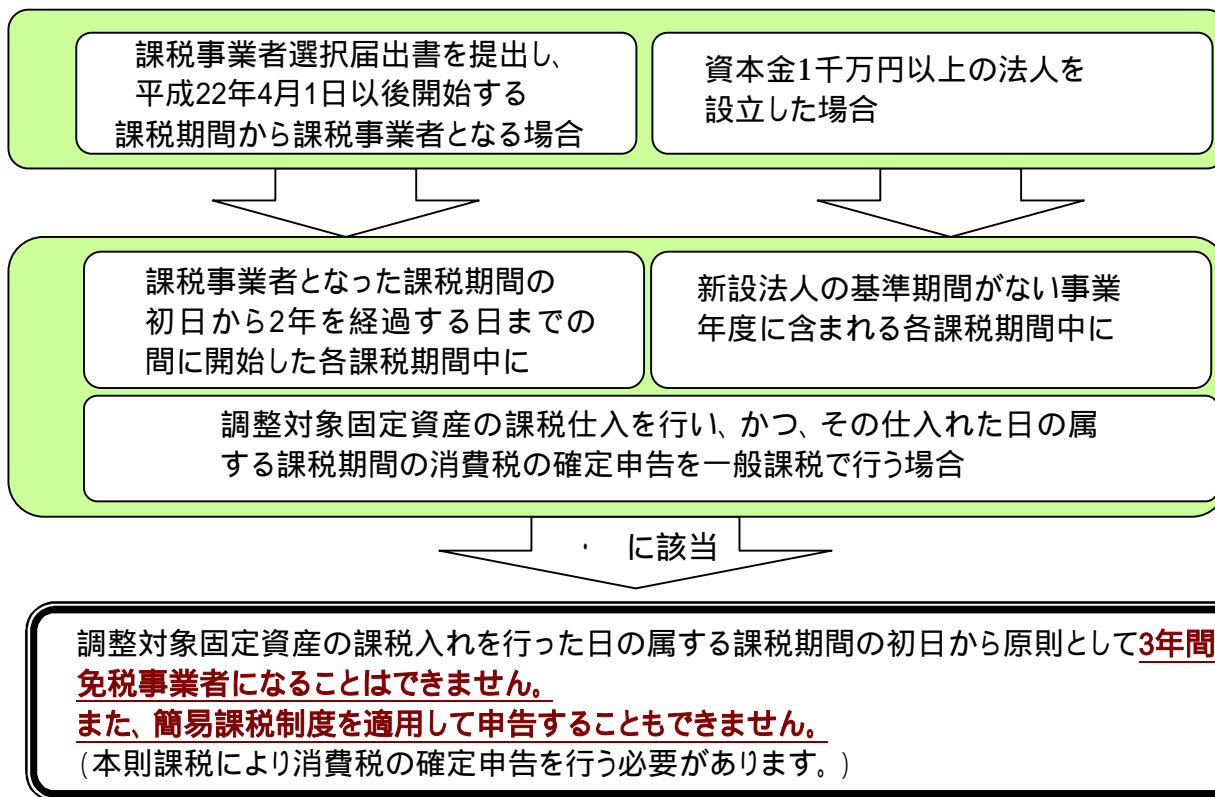
あらかじめ課税事業者選択届出を提出しておく  
建物が完成するまでの期間に自動販売機を敷地内に設置し、先行して課税売上を発生させ、同じ事業年度に建物を完成させることにより、建物分の消費税の還付を受け、かつ簡易課税の選択届出を提出しておく  
翌期は大半が非課税売上の年度に、簡易課税業者となるため消費税の負担はほとんどない  
翌々期は課税売上1千万円未満のため免税事業者に戻る

x 期	x + 1 期	x + 2 期	x + 3 期
・免税業者 ・課税業者の選択届 を提出しておく	・自販機設置 ・建物完成により 消費税還付	・簡易課税適用 ・課税売上はほとんどない ため納税負担もほぼ0	・免税業者に戻るので 以後消費税の負担なし

次ページの「調整対象固定資産」とは、棚卸資産以外の資産で、建物、建物付属設備、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品、鉱業権の無形固定資産その他の資産のうち消費税抜きで1単位100万円以上のものを指します。

## 平成22年4月1日以後に課税事業者を選択した場合及び資本金1千万円以上の法人を設立した場合

次の、のいずれにも該当する事業者は、免税事業者となることや簡易課税制度を適用して申告することが一定期間制限されることとなります。



## 育児・介護休業法の改正に関して

平成22年6月30日より以下の改正事項が施行されます。

### 子育て中の短時間勤務及び所定外労働(残業)の免除の義務化

- ・3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度(1日原則6時間)を設けることが事業主の義務になります。
- ・3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働が免除されます。

### 子の看護休暇制度の拡充

休暇の取得可能日数が、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日になります。

### 父親の育児休業の取得促進

母だけでなく父も育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2ヶ月に達するまで(2ヶ月分は父(母)のプラス分)延長されます。

その他、労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止などがあります。

### 介護休暇の新設

労働者が申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、介護休暇を取得できるようになります。

ただし常時100人以下の労働者を雇用する企業の場合、及びについては、「平成24年6月30日」まで適用が猶予されます。

税理士法人 舞  
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい  
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。